

# 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

## 【第2版】における主な改訂点

令和2年7月16日に入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第2版】を策定しました。

令和2年4月30日に策定した【第1版】からの主な改訂点は以下のとおりです。

- 法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針（令和2年6月4日改訂）の内容を反映し、「新しい生活様式」の実践について追記するとともに、感染が疑われる者の判断基準となる症状から「37.5度の発熱が4日以上」等の記載を削除しました。
- 熱中症を防ぐための水分補給など盛夏時の留意点について追記しました。
- 消毒の徹底，出国待機施設のゾーニングについて追記しました。
- 感染が疑われる来庁者に対する適切な対応（保健所等との事前の調整，多言語相談窓口への案内）について追記しました。